指 名 停 止 措 置 の 概 要

１　指名停止措置業者名　　：　株式会社浜屋組
　　法人番号　　：　9060001013417
　　業者の住所　　：　栃木県矢板市本町１２－６

２　指名停止の期間　：　令和８年１月７日～令和８年２月６日（１か月）

３　指名停止の措置対象地区　：　関東甲信地区

４　事実概要

株式会社浜屋組は、栃木県発注の工事において、令和５年 12 月 28 日に発生した休業４日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件について、当該業者の元使用人は、労働安全衛生法違反により、令和７年６月 10 日に大田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

５　指名停止の理由

４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第２第 15 号(下記参照)に該当する。

別表第２　　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～14　省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として １か月以上９か月以内
16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　建設企画部　工事契約課　TEL　０４５－２２２－９０４１(直通)